

徳島県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和七年二月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

昼間足代土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	大西典昭	三好郡東みよし町足代六七四